

## 令和4年度事業の方向性について（予定）

令和4年度は、第3次消費生活基本計画の最後の年度となる。本計画は、千葉市消費生活条例に定める理念に基づき、「消費者の権利を確立するとともに、自立を支援し、自ら考え行動する自立した消費者を育成し、千葉市に関わる全ての消費者が安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策を推進する」ことを目的としている。この目的の達成のために、令和4年度は、特に下記の3点を重点課題として取り組んでいく予定である。

### 1 若年者への消費者教育

令和4年度は成年年齢が引き下げられる最初の年度であり、18歳以上20歳未満の消費者トラブルの増加が予想されている。

若年者への消費者教育については、以前から取り組んでいるところであるが、より重点的に取り組む必要があると考えている。

引き続き教育委員会との連携を深め、市立学校全体での消費者教育のレベルアップを目指す。

### 2 高齢者への消費者教育

高齢者の消費生活相談は以前から相談件数全体に対して割合が高く、また高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者のみの世帯が増えることが予想されることから、高齢者本人への啓発とともに、見守り従事者への消費者教育を進めていく。

### 3 「新しい生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出の自粛が求められる中、インターネット関連のトラブルや、通信販売による契約トラブルが増加している。

また、令和3年9月1日にデジタル庁が創設されることとなり、デジタル社会の形成が今後加速することから、インターネット上の消費者トラブルは今後も増加することが予想される。これらに対応するため、デジタル化に伴う消費者トラブルの防止や、インターネットを利用した啓発について取り組んでいく。

#### 4 迷惑電話等防止機器設置助成【継続】

高齢者を狙った「電話d e 詐欺」や迷惑電話による消費者被害を未然に防止するため、65歳以上の高齢者世帯に対し、迷惑電話防止機能付き電話機等の購入・設置費用の一部を助成する。

また、前年度の補助金交付者にアンケートを実施する。アンケート結果を基に導入効果を分析し、今後の事業展開について検討する。